

てはめられていないと同様に、音楽、蚕糸というふうなものもわくが当ではめられていなかつたわけでございますけれども、当初から落そうというふうな考えではなかつたようでございます。ただ具体的に六十億の中にわくが入つていないというふうな点に対しまして、こういう農林漁業に対する特殊の金融については、数年前学校であるとかその他いろいろな関係の特殊金融が問題になつた際以来、非常にむずかしい状態にあつたのですから、農林漁業の中でも、特にほかとのつり合い上、特殊性が強調されるというふうな点で、当初は遠慮して非常に限定して出した。それをこの議会において非常に広げると、いうふうな御趣旨の意見が強くて、それで共同施設の方にも具体的にそういうふうな問題も全部含めるという形で、議会の御意向を尊重しますと折衝した結果、了解を得た、こういう経過になつております。その点はそういうふうな経過でございますので、今後においてできるだけわれくとしては努力を拂つて、御趣旨に沿うよう折衝して参りたい、こう考えておるわけであります。

込まれて来て、六十億が四十億になる
かもしだぬと言う。これはかつてな話
で、なればなつたでかまわぬが、な
る理由がない、向うでも許したのだから……。これは新事業に対して割振り
の責任を持つてのオーケーなんだ。こ
れにそういう相憂を持つこと自体がわ
れわれにはわからない。しかし相手は
向う様のことだから、向うの流儀でど
ういうことをされるかもしれない。され
るとしても、日本が日本の立場におい
て、理論的にそういう事業が加わった
ら、元の内容的予算もやはり分配を新
たにしてやる。それから追加のものは
全部に對しての追加であつて、いかに
畜産が食糧問題で重要であり、養蚕が
輸出産業の日本の經濟確立の上に重要
であると言つたつて、これは議論になら
ぬ。今後の六十億が全部この二つにと
れるということでもない。従つて從来
の六十億に対しても提案した法案は、事
業が加われば、そこから根本を直して
行かなければこつちの方では納得しか
ねる点がある。しかも官房長官自体が納
得できてるかどうか疑わしい。自信
があるかどうか疑わしい。それを大蔵
省の役人が、あぶないからこれは手を
つけないで、新たに出してやるからそ
れでうまくやつてしまおうとかなんと
か、そういうことはこの法律提案の趣
旨に反する問題で、そうなれば畜産と
養蚕の別法において、これに対し予算
をとる法案をともかくここに出すとい
うことならわかる。これが加わつた以
上は、そういうわけには行きますま
い。これはあなたの方で、委員が何と
言つてもここにこういう事業が加わつ
た以上は、元の予算の割振りを根本的
に直すのが理論的に当然であつて、役

所としてはそれ以上できませんと逆に言うのがほんとうで、それをそのままにして、そつちから、もらつた上で何とかしようということは、一体それで政府の答弁になりますか。その点がどうも私にはわからない。それは官房長一人の御意見か、政府全体の御意見か、政務次官も事務次官もそんなことに同意しておるのかね、あぶなくてしかたがない。もし御答弁ができなければ、大臣が来てからということで一応保留するとか、もしさし相談した結果、まとまつたものを述べるとか、これは重要な問題で、悪い例を残すことになるから、この点だけははつきりしてもらわなければ困る。

しがたいのであります。私は塩に関係しておりますが、林業関係、特に林道関係も同様であろうと思うのであります。現在塩の賠償価額は、二十三年に一トン九千七百五十円ときまりましたままで、その後変更されておりません。塩は農業と同様に原始産業でありまして、この賠償価額によりますれば、生産費だけで一ぱいでありますて、償還の余裕などは全然ないであります。また塩田の造成にいたしましても、一町歩約二百万ないし三百万円かかりまして、農地以上の経費がかかる。こういうような事情に照しまして、各部分とも農地改良並みに利率を七分五厘、五分五厘、四分五厘と一定にするのが適当と考えるのであります。この点につきましてどういうふうにお考えですか。

した。現在の利率で償還可能であると
いう基礎は、お手元に差上げました資
料にある通りであります。
それから林道に関しては、現在
市中銀行から林道開設に融資されてしま
るような関係もござりますので、それ
を勘案いたしましてこのような利率と
いたしたような次第であります。

ます。そういう仮定のものとの話が実現いたしましたような場合には、さちに補正予算を計上して千八百万円くらい、どうでもなる。それでありますから、その点につきましてどういうふうに考えるか。

○富谷政府委員 ただいまのお話でございますが、利息收入を年利にして三厘下げますと、これによりまして預金部導入資金の限度というものは現在の六十億円から四十五億円に落ちるわけになります。一ペん下げておいて、わずかの金額だから補正予算でどうでもなるじゃないかというお話をありますたが、一旦下げて、それによつて貸出しますと、現に利息收入がその分だけ落ちるわけであります。補正予算で一般会計から利子補給でもない限りは、一旦下げた利率によつて六十億を導入するわけには參りません。

それから利子補給の点でござりますが、私ども考えますに、かよう一繩会計及び見返り資金特別会計から無利息子の金をもつて低利融資をして、その上になおかつ利子補給を別途に要求するということは、少し筋が通らぬのではなかろうかという考え方を持つておるわけであります。

○川西委員 ただいまのお話のよろに、利子收入から総額を逆算されることはちよつと常識上おかしいと思う。この点につきましてはさらに熟考していただくように願います。

もう一点こまかいことだけお尋ねいたします。塩田の煎熬場は融資の対象になつておらないようありますが、その点どういうふうにお考えでありますか。これは塩田の一部でございま

○富谷政府委員 塩田関係の煎熬施設——これは煮つめるための機械設備でございますが、これは今回の六十億の配分計画の中では、融資の対象と考えておりません。その理由といたしまして、これは塩田に限りませんで、すべての農業について同様でございまして、先ほどお話をございました資産も同様でございます。とにかく資金の需要量は非常に多いけれども、配当されるべき金額が限定されている。そういうわけでこの六十億の配分計画につきましては、土地及び堤防、そういった土地に付属する設備だけに限定いたして、煎熬施設に対しては将来の問題であるというふうに考えておるわけあります。

○千賀委員長 大臣に対して保留された分の質問を許します。

○小笠原委員 先刻大臣に対して保留した分についてお尋ねしたいと思います。今度、きわめて重要な食糧解決の畜産また輸出関係の日本経済に關係ある蚕糸事業がこの法案に加わった。加わつたから、これに対する予算の裏づけを今官房長の方にお尋ねいたした。ところが今後さらに六十億の追加予算を予想して、このうちから相当に振当てる、相当御同情のあるお考案のほうはよくわかります。しかし法案の趣旨からいって、今後出るものは別なんだ。出るかないかということことはわからない。どんな口をきいても、これは確立したものではない。まだもらつたものではない、補正的なもので

ある。すでに六十億ということがきまつていて、以上この六十億と、後に事業が加われば、その六十億に手をついた割振りの計画が一致してこの法案になるということは、申さぬでも大臣の方は明確に御承知のはずである。これを逆にわれ／＼の方で動かすことは何事だと追究した場合に、事業が加わった法案である以上は、これを動かすのはあたりまえだという答弁をなさることが政府の提案の理由になければならない。これには逆に手をつけたくないと言ふ。そうして新たにこれから来る六十億の中で考え方とういう夢みた的な答弁では、法案の提案理由にならない。大臣よく考えてください。しかもこの前も、畜産の問題とか蚕糸の問題を、何とかこれに加えなければならぬということを再三主張した。大臣もそれはよからうと言つたけれども、事務当局の方は、関係筋がどうのこうのとおつかなびっくりで、幅を広げてはどうこうと、くだらないことを言つてとうとうここに来て、議員の方から修正というようなかつこうで、それに協力して向うのオーケーをとつたということである。またも予算に来ておつかなびっくりで、四十五億に減らされてしまうなことをせぬでも、堂々と減らさう困るとか、くだらないことを言つていい。二度も三度も同じ轍をふむようなことをして、政府の体面にかかるようなことをせぬでも、堂々と減らさうが引こうが、向うでオーケーを與えて事業を追加した以上は、それに予算の割振りをするのが当然である。かえつてこつちの方で遠慮会見をするから、ほんらにわからない。当委員会を無視して嘴着するような気分が政府に多くにあつて、どうもわれ

には納得しかねる点がある。ことに大臣はよく考えて、委員会をもう少し重視しなければならぬ。自由党から出た内閣、しかも大政党である。国民に対しても重大責任がある。それであるから、この委員会を軽視するような傾向があつてはいかぬ。なぜそういうことを言うか。畜産、蚕糸の問題を軽視しておるからだ。政務次官のごときは、政府を代表し、それは絶対不可能とまで言つたのを、こつちの方で出せば、さつさとオーケーが来る。そういう裏面工作は、いかにも委員会を無視しておるような気分が多分にある。今度の予算においても、当然改むべきものを改めないで、今後遅ればと言うことは、それでいいでしょうか。それが法案になるでしょうか。それが政府のやり方でしようか。それがあぶないからといって今官房長に聞いたら、官房長は正直だ。これはわれく事務当局がそう思つたのではないから、大臣からしつかりお聞きになつた方がいいでしよう、こういうことでそれまで保留にして、今大臣が出席になつたわけでありますか、どうか明快な政府のやり方を御答弁願いたい。

ります。そうしてやつとここまで積けたのであります。しかもまた特定の人は、政府の言うことは頭からはねつけるが、国会を尊重するくせのあることもよくあなたは御承知の通りであります。そういうよくなことで、あなたの方の御努力によつてその了解を得られたということは、日本の畜産、蚕糸をしておりませんが、内容には十分含まれるのであります。しかしわれ／＼として考えたことは、これは明示いた行き方に非常に明るい点を見出しておりますのであります。これはわれ／＼として考えた場合には、畜産なりあるいは蚕糸なりは、市中銀行の金融が比較的まだつきやすいが、その市中銀行の金融がつかない分を先にしたということで御了解を願いたいのです。特に蚕糸の方は、蚕糸業界においては現在自己資金を持つておるのでありますが、この自己資金を系保安定なり、あるいは蚕糸業発展のために、どうしてもわれわれは使わなければならぬということで、懸命な努力をしておるのであります。その点にも含みを持たしておつたわけであります。それからまた畜産關係については、中金から特別な方法でこれを出させようということで、いろいろ苦心しておつたのであります。その方面に重点を置いてかようなことになつたのでありまするが、しかしここで皆様方に法律をきめてもらえますれば、日本の財政当局も法律には従わなければなりませんんで、等額の金をこの中に入れなければならぬことになるのであります。この法律を先にきめて

もらえば、いや応なしに六十億のものは入れなければならぬ義務を持たせることになるのです。であります。でありますから、この法律を通してもらいたいと、いうのが私たちの提案理由であります。こういうようやうなわけで、決して私たちといったしましては、そのうちの三十億だとか、四十億だとかいうようなことで退歩するのじやない。法律の明文の示す通り、等額のものを入れるために努力いたすのであります。まだあなたも長い間国会を運営せられておりまして、臨時国会を開かなければならぬということは十分御存じのはずであるのです。特にこういつたようなもの、あるいはその他のことで臨時国会を開かなければならぬということは、あなたは百も承知でおつしやつておられるることと思つておるのであります。それについて十分私は考えて行きたいと思つております。

六十億のうちに何とか入れなければならぬ。その六十億は多分ここ現在の六十億をさされるものだと私は思つておるが、今後の六十億のお話でしようか。それではちょっと困る。なぜ困るかといえば、そうすると法律にならぬ旨にならぬのだ。そうでなく、今ある六十億をなぜそこへ割振りしないか。わからぬが、それのうちに置いて何とかしようということは、立法の趣旨にならぬのだ。そうでなく、今あるそういう御答弁でなく、もう一ぺん考え直してしきりしてもらわなければ、これは法案にならない。この重点一つをはつきりしてもらいたい。

つて来た。これは政治ですから、いろいろこういうことをやつていいじくつてあるのに相手があるものだから、折衝するうちに期間もなくなるという複合もある。それではあなたにひとついい方法をお知らせしよう。あなたの答弁はまだ未熟だ。あなたは大蔵大臣ここへ呼んで来て、大蔵大臣に六十億は確かだということを答弁させて、それでその六十億を、今の根本の六十億から割振りしたと同様な按分によつて、新事業に対し織り込むのだと、う答弁をあなたがなされば、わけなく済む。それを海のものか、山のものか未知にしておいて、ことに大蔵大臣がある席において、そういうことは知らぬという答弁をして、あとからまた懲直しをするといつても、さっぱりこの委員会としてはわからぬ。そこを同じく政府であるのだから、あなたの方からやつて、明日の朝でもここへ来て、はつきり答弁なさるにおいては、話はもつともだということになる。わからぬようにしておいて、わかつてくれと、いうことは無理だから、その点政府の連帶の責任として、ここへ明確にする必要があると思う。どうかそれをやつていただきたい。

畜産はどうなるのかわからない。せっかく大臣まで鶏の二千羽も飼つて大した畜産大臣になつておるのだから、この場合鶏に限つたわけではない、すぐしての問題であなたの方の受入れ態勢はどうなつておるか、事務的連絡はどうなつておるか、それ承りたい。

○山根政府委員 私どもの方といたしましては、畜産に所要の融資の計画を立てております。事務的には、金融課長の方へは、この法案と関連してしばしば折衝いたしております。特に畜産の施設資金につきましては、はつきりした具体的な数字を差出しておりました。たとえば牧野の改良事業でありますとか、あるいは畜産物の共同処理加工に要する施設、こういうようなものにつきましては資料を差出しておりました。それに基いて官房の方でも計画を進めさせておることと思います。家畜導入資金につきましては、実は最初からの問題であります。当時から私どもの持つております家畜導入計画によると、基く所要資金額というものは実は立てておるのであります。ただこれは、私がその資料を得ました過程を申しきりますと、かねてから経済部長会合その他で、県知事からとりました材料を基礎図が立てられたに伴いまして、畜産のまま持つて行けるかどうかという点計画もそれに即応して若干改訂を見たのであります。それが私どもの基礎にはいたしておるものであります。それで、嚴密に申しまして、そのまま持つて行けるかどうかという点

は、あるいは若干問題があるかとも思
うのであります。大体のスケールは
動かないという考え方で、そういう意味
では一応の受け態勢は私どもの方で
は持つておるというふうに御了承願い
たいのであります。

○小笠原委員 そういう計画があれば
これ以上は追究いたしませんが、この
問題を解決するため畜産局に資料を
要求しておきます。今ただちに御答弁
いただかといつても、局長にはちょっと
とわからない点があるでしようから、
その資料だけを詳細に準備してもら
たい。これは食糧問題の重要な畜産関
係の責任を持つておる省のことである
から、農地部の方とよく連絡をとつ
て、一体日本に無畜農家はどれだけあ
るか、これを調べてもらいたい。それ
からもう一つは、種馬、種牛、種豚、こ
れらのものが日本で減少して、日本の
畜産というものは全滅の形をたどりつ
つある、これをどういう購入受け態
勢にするか。それから今度の法案と直
接関係はなくとも、予算が裏づけする
家畜の衛生問題、伝賃のことときは國家
が何億ずつ損をしなければならぬよう
な今日の状態にあるにもかかわらず、
原因不明なりとしておる。その原因不
明が何であるか。学者に研究させる金
を惜しんで、大蔵省がむやみに削つた
点が原因でしようが、これは一ぺんに
解決しなければならぬ重大な責任があ
る。なぜならば、馬の伝賃を研究する
のにモルモットを使つておる。馬に與
える金を與えぬで、モルモットに金を
與えておる。これでは学者は研究も何
もできない。ただ学者は月給をとつ
て、何とかその日暮しをするためにモ
ルモットを使つておるだけだ。こんな

畜産局は実際もう少しがんばらなければならない。その点もはつきりさせ、どれだけの予算があればいいかということも考へ、それから今後これをどう導入すればいいか。それから乳・肉・卵の問題が一番大きい。一般国民に配給するにはどれだけを必要とするか。これはだん／＼文化的な食糧確保に進むにつれて、乳・肉・卵が問題になる。どれだけの鶏があつて、どれだけの乳があつて、どれだけの肉があつて、その資源をどこに求めて、それをどういうふうに配置するか、どういう牛が一番肉によろしいか、乳にどういふ種類のものがよろしいか、卵はどうあるかというようなことを厳密に調べて、統計をとつて、政府の方針として農林委員としてはだれでもほしい。もつともわれ／＼の調べと政府の調べと、その資料によつて突き合せて研究する必要があるのでありますようが、一応政府として準備が必要なんです。なか／＼この問題はしつかりしない。

方競馬の方にすつかり株をとられてしまって、いまだに国営競馬が浮き上らないような状態にした。この責任をだれが負うか。この責任者を役人に一人も出さない、ということはどういうことだ。こういう不都合なことをした者に對して——競馬部長であろうが、畜産局長であろうが、こういう国家に大損害を與えた者に責任をとらせないことは何事だ。こういう畜産に関する重大問題に對して、みなしらを切つて、あぐらをかいて眠つておるのはだめだ。功罪をはつきりして進むうでなければ、畜産の方はいつでもばかにされ、畜産局長、あなたぼや／＼しておると、あしたにでも畜産局を廢止するといふことがどこからか出て来ますよ。出ない前に用心して、あなたの方で相当準備をして、国家的な立場に立つて大臣を補佐し、畜産の問題を一番先に掲げるようになれば、畜産の金なんかどこからでも出るから、これはあとまわしにした、こういうにふい話を大臣がするようでは情ない。それにはあなたの補佐役が足りないのだ。この点を十分お気をつけなさい、しつかり立ち上らないと、わが日本の食糧問題の解決の問題は土台が少し怪しくなる。あなたは国家において重要な立場にあるのだから、その点しつかりしてもらいたい。そうして詳細な資料を出していただきたい。

おいたしておりますが、この法律さえ通してもらえば、必ずこれは道義的に大蔵省を縛ることができるのでありますから、早く法律を通して、縛ることをお考え願いたいと思うのであります。われ／＼としては、池田君にも十分あなたの意のあるところを伝えておきます。事務の方でも、これを事務的に十分折衝いたすことによぶさかではございません。

最後にフォーカス廃止の問題についてであります。これは私が処分してやつたので、私はその責任を感じて済まなかつたと考えておりますから、どうぞ御了承願います。

○小笠原委員 大臣、そんなことを言つては困るよ。私と言つて、あなたは、フォーカスのことは何も知らぬのに、そんなとほけたことを言つて、部下をかばうのはいけない。そういうのなら、部下の罪悪に対して別の觀点からこの次掘り下げて、大臣に責任を負わせる。大臣がそういうつまらない、わざりもしないことを、おれがやつた——最後はあんたが判をついたことはわかる。しかし大臣に判をつかせつゝておる。しかし大臣に判をつかせようと思わせた者はだれだと私は言つておる。その根本の点を聞かなければ、みんなおれだ／＼と言つてしまつてはだめだ。そうすると補佐役といふものはさつぱりわけがわからなくななる。

それから今の大蔵大臣の問題、も

○廣川國務大臣 それは十分私相談します。
○横田委員 臨時国会を開いて、いろいろこういうふうな問題をきめるような機会があるような話でございましたね。それで一応聞いておきたいのです。が、廣川農林大臣は畜産のこの問題より、もつと大きな問題である興農園国会を朗報で放送されたことがある。しかしそれは、去年が終つても一向興農園会はなかつた。今度の臨時国会はいつごろの見通しなんですか。それをちょっと承つておきたい。

○廣川國務大臣 臨時国会は必要に応じて開かなければならぬと私は考えておりますが、いつ何日というふうに明示するわけには参らぬと思つております。

○横田委員 その臨時国会は、去年のようにまた正月を越しますか。

○廣川國務大臣 そんなに悠長ではないと、私は私の勘でそう思つております。

○横田委員 そういたしますと、畜産のことについては、市中銀行から相当の金融の方法もあると言われましたね。具体的な例を開きたいのですが、時事新報の二十六年三月八日に報道した記事として、こんなことがありますね。「穀倉の秋田県といつても、單作地帶なので、県当局は當農合理化の一方法として、昨年八月に家畜導入資金の貸出・借入を奨励したのである。私の郡では十五町村・約三百農家が借入を申請したのであるが、」云々、こういうようなことがずっと書いてある。大体とは略しますが、ここには農村で農匪

○廣川國務大臣 私は比較して申しておるのでありますて、土地改良等にはほとんど市中銀行は見向いてくれません。しかし少額な牛馬買入れ等については、無難の金であるとか、あるいはまたそういうたよな市中の金融機関についておることを私は承知いたしております。さように比較して申しておるのでありますて、この一般の購入資金、特に開拓者その他の單作地帯あるいは零細農等については、投入資金の必要なことは十分承知いたしております。

○横田委員 その金額が今まで一体どのくらい入つておつて、具体的にはこういう金はどうしたら借りられるか。

○大体畜産関係のことについて、中金にいろいろ金融のあつせんをいたしましたところが、なかなかこれはやつてくれないのであります。ところが大臣の方から言われますと、やられておるよう言われる。やられておるよう言われるのであるから、どういうふうにやつておられて、具体的にこの問題はどうしたら解決つくかということだけを承りたい。

○廣川國務大臣 そこで私がいつも提案しておる中短期の金であります、が農林中金の中金債を預金部で引受けたところです。それでそれをまわしたいといふことを、いつでも私は申し上げておられない。しかたがないから、農耕にいる馬であるにもかかわらず、これを近郊地に売り渡している。こういう記事が出ている。こういうことと対しましては、どういうふうに具体的に金融の道があるかということを承りたい。

10. The following table shows the number of hours worked by 1000 workers in a certain industry. The data is summarized in a histogram. The first two bins have width 10 hours each, and the remaining bins have width 5 hours each. The frequency of the first bin is 100. The frequency of the second bin is 120. The frequency of the third bin is 150. The frequency of the fourth bin is 180. The frequency of the fifth bin is 200. The frequency of the sixth bin is 150. The frequency of the seventh bin is 100. The frequency of the eighth bin is 80. The frequency of the ninth bin is 60. The frequency of the tenth bin is 40.

おるはずであります。

○横田委員 時間もないそうですが、きたいのは、日本の農産物の二十八年度の達成目標を見て参りますと、これは大体二十八年度において、公平にわけまして一人が三斗一升ほど飲めるようになつておる。しかしこれでもやはり一人あたりの牛乳は一日一合になつていない。現在アメリカにおきましては、あるいはスエーデンにおきましても、一人が四合ほど飲めるような状態である。なんばアメリカでも四合も飲めないというので、ずいぶん日本にアメリカの牛乳が入つておるようと思われる所以であります。この牛乳が良質であつたらよいか、あまり良質でないものもあるらしい。聞くところによると、学校給食に使つておる中にアメリカの牛乳が相当あるらしい。そのアメリカの牛乳を飲むと、相当下痢を起すことがある。だから子供たちがこの牛乳をもつたときには、廊下を歩くときには必ずぶつて歩いてこぼす。ここで聞きたいのは、アメリカの過剰畜産物が日本にどのくらい入つておるかということと、過剰畜産物が入つておるその金額と、この金額をアメリカに拂わずに日本の農村に投入する、そして日本の畜産を達成するがために政府がとつておられるところの、畜産に対する何か自主的な方法があるかどうか。

ておるかに聞いておりますが、正式のルートで一般家庭に配給されることは、私はないと思います。どう流れても、表向きは進駐軍用としてある程度のものが入つておることは意識いたしておりますが、これは内地に入れないように私は努めております。また申入れのあつたときに断つたことを記憶いたします。

それから日本でもたくさん乳を飲ませたいということになりますが、そこでわれ／＼が考えておることは、日本の役牛を半乳牛化することであります。労働にも耐えられ、しかもまた良質な乳も出るような牛に改良いたしましたいということとで、私たちは黒澤君を北欧——特にデンマーク、スエーデン、あの辺の、乳用に耐え、しかも労働に耐える牛の実態生活を調査に行つてみらつておるのであります。日ならずして帰つて参りますが、その資料に基いて、私はこれを善処いたしたいと考えておるのであります。

○原田委員 小笠原委員に対する大臣の御説明でほほん承を得たのであります。が、大臣みずからの答弁でありますので、おそらく間違はないと固く信じております。しかしながら政府のおつしやることは、ややもすると龍頭蛇尾といいますか、全然形を消してしまふ傾向がある。一例を申し上げますと、昨年来国営競馬のマージンを畜産奨励費に三分の一に出そゝ、こういふことを実は農林委員会で決議をいたしまして、了承を得ておる。ところがその後一銭も出しておられません。それと同時に、今度の農林漁業資本金融法の改正でも、ようやくオーケーをとつた

けれどもこれは言つただけで、中身は
何にも伴つてない。だから先ほど申
し上げましたところの、見返り資金で
六十億はどうにも手が届かないか
ら、別途預金部資金から六十億を出
ますから、それによつてその方を何と
かしよう、こういうことであります
が、これもはつきりしてない。だから
でき得る限り、この点は歩合度をきめ
ていただきたいと私どもは考えるので
あります。しかもこの金がもし龍頭蛇
尾に終ることといたしますならば、農
林委員としては、特に畜産方面の諸君
が腹を切らなければならぬよう立場
になるということは、十分洞察を願わ
なければならない。もちろん大臣も、
その意気でもつて御善処方を願わなけ
ればならぬと思つております。

次にもう一つお尋ねしたいことは、
これは資料をあとで求めたいのです
が、阪神競馬の開設以来の收入のデー
ター、それから阪神競馬の賃貸に要す
るところの家賃あるいは借入れの方法
等の書類、それからそれにに対するいろ
いろな契約書類、こういふものをぜひ
出していただきたい。

なお最後に、先ほど農林委員会とい
うものの性格について、小笠原委員が
お話をありました通り、もう少し
重視してもらわなければならぬ。実は
私ども、軽視しておられるのじやない
かと思う。何となれば、農林委員は全
国の国民の半数を占めるところの農村
の代表者である。しかも水産業、ある
いは商工業に比べまして、農林くらい
純真で正直でものを言えない者はな
い。だから常に税金に苦しめられ、供
出に苦しめられ、その他のことで苦し

められておる。大臣は所管大臣でありますから御承知のことと思ひますが、私どもはそういう意味から、ここに連なるところの農林委員会といふのは、農民のほんとうの魂の火のかたまりでなければならぬと思うのであります。そういう意気込みでいろいろなことを相談もし、あるいはいろいろなこととか改良してきめるのであります。これがなかなか／＼表に現われない。これは役所の方で取上げないという場合には、ややもすると農林委員のみならず、日本農村を軽視することになりはしないか。私はこういう点を憂うるのであります。食糧増産の面から需給態勢の面まで、ほとんど農業が背負つておるのであります。私どもが終戦後食糧に困つた時代においても、農村は魚も食わないので、蛋白カロリーもとらないで生活して來たことは事実であります。そういう面から考えて來ましても、どうかするとほかの委員会と農林委員会が太刀打ちできないというような、何となくさびしい感を抱くような諸君がここには多いのであります。大臣は所管大臣でありますので、農林委員会の性格を十分御承知であります。どうかもう少し御出席願いまして、われ／＼を鞭撻せられまして、ほんとうに日本農民のためになるような政策を打立ててもらいうように、最後にお願いしておきます。

たしましてはどうしても六十億を入
たいたい。そしてこの法律によつて政府に
決定されたことに、十分に政府が全責
任を負いたい、こういう考え方でおると
けであります。これはあなた方農林委員会
員会の意を体して、大蔵省に十分抗議
をいたします。それからまた全人口の
約半分を占めておる農民の代表である
農林委員会を尊重してもらいたいとし
うことであります。われくは文字
通り尊重いたしておるのであります。
それから農村に対するところの今
融、あるいはまた国家資本のわけ
についてのお尋ねのようであります
が、私どもは最初から国家資本を農村
に投入いたしまして、最も経済力の弱
弱な農村に資本の蓄積をしてもらおう
とがそこにあるのであります。われわれ
えでおるのであります。それでこの問題
からだん／＼一万田君が提唱いたして
おる、日本に外資を入れないというこ
とがそこにあるのであります。われわれ
れも、この点については前々から準備
をいたしておるのであります。本
体今、日本の金に換算して七千億の金
本を農村に入れますと、千九百万石
石が——机上のアランと言われるかも
しませんが、はつきりそれが出て来
るのであります。そういたしますと千
九百万石外国から買つておつたものに
拂う金を、工業原料として入れて、日
本の富がなお増すようになるのであり
ます。その一例は、あのアメリカから
ベキスタンに投入いたしておる大量の
資金はどうして入れておるか、あるいは
はまだどういう方法でこれを使つてお
るかというようなことを、今詳細に検
討いたし、また農林省としてもそれ
対応する準備を今進めておるようにな
ります。

けであるのであります。決して農村を軽視いたしていないのです。われくは自立経済をお互いに叫んでおるのであります。眞の自立経済は、ここから私は出発しなければならないと考えて、その方面に努力いたしております。決して農林委員会をお御要求の資料は出すようにいたしました。

○小淵委員 長期資金の関係で、先ほど小笠原委員の質問された中に、大臣が、蚕糸に対してはすでに自己資金等もあるので、それを一時流用しておいても間に合うのだというお話をちよつとお聞きしたのですが、この自己資金とはどの金を指して言われたのか、それをちよつとお伺いしたいと思うのであります。

○廣川国務大臣 小淵君、それはちょっとお聞き間違いだと思います。蚕糸業界には、清算事務に入つておるうち

に、いわゆる蚕糸家または蚕糸家としての金があるのであります。私はこれを正常に資本化したいということを言ったわけで、蚕糸業発達のために清算事務に入って、その清算事務の中で保管しておる金があることは、あなた方先刻御承知の通りであります。これを正常化された資本にしたいということでおるのであります。

○小淵委員 私も多分その金を指して
言われたのじやないかと思うのです
が、これは非常に趣きの違う金になつ
て来ておるわけであります。すでに御
存じの通りと思うのですが、こ
れは蚕糸業界の例の清算金になると思

うのであります。これはひとり養蚕業者にのみというわけには行かない金なんでありまして、なかなかくこれを見流用するには、相当困難な問題もあると考えなくてはならないと思うのであります。ただ私どもの一番心配したのは、この金もあるのだから――大臣が非常な心配をなされておつて、あとで六十億も心配される。そのときにもしこういうようなことがあるのだからといふようなことをうつしておつたなら、

それこそ私は、この蚕糸業の増産の前に、大きな考慮違いをしていられることがあるのじやないかということを覺えたのであります。これはこの間もよつとお話ししたのですが、概して蚕糸局の予算が非常に少いのであります。この点は蚕糸業の重要性を考えていなれば、大臣もすでによくおわかりになつてくださるものと考へておりります。ただこの蚕糸局の少いところに持つて行つて、戦争中ほとんど五分の一以下に生産がされておるところのこの

繭を、何とか五倍、六倍に引き上げて行く
こうというのが現在の蚕糸業の考え方
であります。そこで一番重要なのは稚糞場
共同飼育場であるとか、産繭の共同保管
管に関する施設の問題であるとか、
あるいは検定繭の地域別の乾燥場の設
置であるとかいう問題は眉批の急でもあ
ります。こういう重要なことがあるに付
もかかわらず、蚕糸局の予算が比較的
少いのであります。その上にわれ

は、自己の資金が流用できるのだといふお考えが入りますれば、ともすれば御心配願つた六十億は、非常に削減された結論の出來ることをおそれるのです。蚕糸業の重要性は特に御承知だと思いますが、この点に特段の

御配慮を願うことと、こういう金が簡単なに使えるものでないということをひとつ御認識の上、実現されたときの御考慮の資料にしていただきたいことを、特にお願ひ申し上げておく次第であります。

○廣川国務大臣　あなたの御趣旨はよくわかるのであります。しかしある程度の安定することによって養蚕も安定することができまして、相関連しておるところになります。非常によろしくお

わかれ／＼は了解をつけたいと思っております。あなたの方にござる御指摘の稚蚕共同飼育場に関する問題では、本会計に入つておると思っております。産蘭の共同保管のことは、後期待しておる六十億の中に十分考慮したいと思っておる次第であります。

るが、私はそうではないと思ひます。
○廣川國務大臣 ちよつと記憶が間違つて
つております。今後それを考へた
ということになります。

○小笠原委員 今大臣より九千百万円
の解決について、外資の多額のもの
を入れる、そして解決をつけたいといふ
御要望的な御答弁があつたのであります
す。そこでここに大きな問題がある。
なぜならば、これからどうしたつてしま
うか、私はそうではないと思ひます。

活も文化化になるのでありますて、アメリカと同様に乳・肉・卵というものは必要になるので、そこで米糞ばかりの増産しての解決はつかぬ。多分あなたの方はお考えおきあるでしようが、ここに畜産の乳・肉・卵を織り込んだ

田さんが計画を立てると同時に、農省の方の全般に対する御計画がある相違ない、それをひとつお示し願い。そうして来るとはつきりわかつてきます。

これを追削せしめないと、おれの意旨が御答弁ができるだけの用意と準備がまだできない。あるいはそういうことをすることがどこかでさしきわりあるからということならば、非公式よいから、各派代表の委員に対しても答弁を願つてそれで進まう。先刻申し上げたのはその意味でありまして、

万方でししがちよつとお聞きしたい。それ今度この六十億、さらに追加したも合せて今の金融問題に利用するといことになつて、地方銀行あるいは中に二割八分の政府並びに銀行の補償係、これは一体どうなるのか。補償ことはぼくにわからぬが、かりにあ銀行が一千万円貸したとする。そのきに二百万円さえとつてしまえば、の銀行に先取権があつて損がないとうことになるのか、この一千万に接

しての二割ということになるのか、そう同出資ということになるのか、そうなく、おの／＼単独的な責任になるか、この点をはつきりしていただきたい。

○鷹見政府委員 ただいまの補償のにつきましては、銀行が優先いたします、按分いたしません。

○千賀委員長 午後は二時より再開することにいたしまして、暫時休憩をいたします。午後の日程は、積等寒冷作地帶振興臨時措置法案に対する質問になります。

午後零時二十四分散会
午後二時三十五分開議
○千賀委員長 午前に引き続き会議を始めます。
これより積雪寒冷單作地帶振興臨
措置法案を議題といたし、質疑に入
ります。足鹿観君。
○足鹿委員 ごく簡単な問題であります。

れ
き
と
け
れ
すが、非常に重要な点であります
で、一、二点お尋ねをいたしたいとい
います。

第一点は、この積雪寒冷帶作地帯
興臨時措置法案の積雪寒冷帶作地域
主として北海道、東北、北陸等の地

午後二時二十五分開

○千賀委員長 午前に引き続き会議を

が
きます。

これより積雪寒冷單作地帶振興局
措置法案を議題といたし、質疑に入

ます。足鹿覺君。

○足底委員 ごく簡単な問題であります
ですが、非常に重要な点であります

で、一、二点お尋ねをいたしたいと

第一点は、この積雪寒冷單作地帯

第十一章 興臨時措置法案の積雪寒冷單作地域

として北海道、東北、北陸等の地

に限られておるがごとき印象を受け、北海道、東北、北陸の振興法案の別名であるかのごとき誤解もあるようであります。しかし法案の示しておるところによりますと、これはただ單に東北、北陸、北海道等の地域に限定されるべき性質のものでないことは明らかであります。さてそこで問題になりますことは、この積雪寒冷單作地帯の定義について、私どもが参考書類としてもらいましたもの、また法案によつて見ましても、きわめて抽象的であります。その点について、提案者の御所見を承りたいと存じます。

○松浦委員 これは足鹿君仰せの通り、第二條に明確にうたつております。『農林大臣は、積雪寒冷單作地帯振興対策審議会の議決を経て、積雪寒冷がはなはだしく、その区域内における農地の利用率が低くて農業生産力が劣つてゐる道府県の区域を積雪寒冷單作地帯として指定する。』こういうふうに明文にある通りであります。〔委員長退席、野原委員長代理着席〕

積雪寒冷がはなはだしく、また農地の利用率が低く、しかも農業生産力が劣つてゐる。この三つの條件を備えた地域をば、農林大臣が議案といいますか、請問案といいますか、それを雪積寒冷地帯振興対策審議会にかけまして、そこで慎重な審議を経て、その議決によつてこれを道府県に指定するのであります。あらかじめわれ／＼がどの県とということを指定しておるわけではありません。日本が南北に細長く、しかも太平洋面が表日本と呼ばれて、日本海に面する方が裏日本と言わ

れておりますが、その中で、大ざっぱに言うならば、北日本と裏日本ははなはだ恵まれない。こういういろ／＼な立地條件を持つておる。その中から、いろ／＼な資料のもとに、おそらくそういう指定という問題が起るのであります。

○足鹿委員 今松浦さんから御答弁をいたいたのであります。もう少し私の明らかにしておきたいと思うことは、いわゆる積雪寒冷地帯というものの考え方については、この法案の第二條にもありますし、この参考資料の中にも一応抽象的に触れてある。しかしながらに農林大臣が指定して行く場合におきましても、ある一つの條件を仮定してやる考え方方が盛られて行くものであらうと考えます。たとえば高度でもうつてある一つの條件を見る、あるいは湿度、日照、降雨量、積雪量というように、それらのものが総合されて、耕地としての非常に不利な條件がつくり出されておるのであります。そういう一つの條件と申しますか先刻私は定義と申し上げましたから、きわめて抽象的なお答えになつたようであります。

○足鹿委員 これは審議の参考資料だと思いますが、積雪寒冷地帯單作農業の特質と振興の意義といふものは政府で編集されたものでありますか、どういうところで編集され、研究されたものでありますか。

○松浦委員 これはむろん農林省の資料も使いましたが、私どもの手元において作成したのであります。

○足鹿委員 先刻申しましたように

方においてかかるべくおとりはかられていますが、その中で、大ざっぱに言つておるがごとき印象を受け、それであります。しかし法案の示しておるところによりますと、これはただ單に東北、北陸、北海道等の地域に限定されるべき性質のものでないことは明らかであります。さてそこで問題になりますことは、この積雪寒冷單作地帯の定義は打切りたいと思ひます。でき得る限りたゞいまの渡部さんは今の地域の問題は、先ほど御答弁申し上げた要旨で盡きる、こういうふうな立地條件を持つておる。その中から、いろ／＼な資料のもとに、おそらくそういう指定という問題が起るのであります。現在のところ考えていないのであります。

○足鹿委員 今松浦さんから御答弁をいたいたのであります。もう少し私の明らかにしておきたいと思うことは、いわゆる積雪寒冷地帯というものの考え方については、この法案の第二條にもありますし、この参考資料の中にも一応抽象的に触れてある。しかしながらに農林大臣が指定して行く場合におきましても、ある一つの條件を仮定してやる考え方方が盛られて行くものであらうと考えます。たとえば高度でもうつてある一つの條件を見る、あるいは湿度、日照、降雨量、積雪量というように、それらのものが総合されて、耕地としての非常に不利な條件がつくり出されておるのであります。そういう一つの條件と申しますか先刻私は定義と申し上げましたから、きわめて抽象的なお答えになつたようであります。

○足鹿委員 これは審議の参考資料だと思いますが、積雪寒冷地帯單作農業の特質と振興の意義といふものは政府で編集されたものでありますか、どういうところで編集され、研究されたものでありますか。

○松浦委員 これはむろん農林省の資料も使いましたが、私どもの手元において作成したのであります。

○足鹿委員 先刻申しましたように

この法案は非常に重要な法案であり、また私はすみやかに成立することを希望しておるもの一人であります。しかし法案の定義は打切りたいと思ひます。でき得る限りたゞいまの渡部さんは単作地帯の定義は打切りたいと思ひます。でき得る限りたゞいまの渡部さんは単作地帯における劣悪な農業條件で農業に、私が今までお尋ねをしております

点について、農林当局の方ではもう少し詳しくお尋ねで盡きる、こういうふうに思つておるのであります。先刻も申しますよう律案が通過いたしました際に、いろいろな資料といいますか、そういううものがあらかじめどの県を当てるということは、現在のところ考えていないのであります。

○足鹿委員 今松浦さんから御答弁をいたいたのであります。もう少し私の明らかにしておきたいと思うことは、いわゆる積雪寒冷地帯というものの考え方については、この法案の第二條にもありますし、この参考資料の中にも一応抽象的に触れてある。しかしながらに農林大臣が指定して行く場合におきましても、ある一つの條件を仮定してやる考え方方が盛られて行くものであらうと考えます。たとえば高度でもうつてある一つの條件を見る、あるいは湿度、日照、降雨量、積雪量というように、それらのものが総合されて、耕地としての非常に不利な條件がつくり出されておるのであります。そういう一つの條件と申しますか先刻私は定義と申し上げましたから、きわめて抽象的なお答えになつたようであります。

○足鹿委員 これは審議の参考資料だと思いますが、積雪寒冷地帯單作農業の特質と振興の意義といふものは政府で編集されたものでありますか、どういうところで編集され、研究されたものでありますか。

○松浦委員 これはむろん農林省の資料も使いましたが、私どもの手元において作成したのであります。

○足鹿委員 先刻申しましたように

われは了解しております。

○足鹿委員 大体たゞいまの御説明で一応了承いたしましたから、この程度にしたいために、御質問申し上げておきますが、この法律によっては、必ずしも御説明の趣旨に沿うて、これが運用については、広く條件をひとしくする地帯につきましては、特にさよろいいろ研究資料があるはずでございませんし、たとえば積雪というのもあります。たとえば農林省で持つておられます積雪研究所、そういう所にもいろいろ研究資料があるはずでございませんし、たとえば積雪というのも大体どちらいたいたのであります。もう少し私の明らかなに思つておるのであります。先刻も申しますように、私が今までお尋ねをしております

点について、農林当局の方ではもう少し具体的に御研究の点をお答え願うことがあります。お尋ねをしておいであります。

○野原委員長代理 政府から説明員が来ておりますが、渡部農政課長どうでしょですか。

最後に、十三ページの法第十三條第一項第十八号の積雪審議会の委員の点について、「農業者の団体を代表する者三人以内」ということになつておりますが、一般に私ども農村関係の仲間でよく話します言葉の中に、協同組合關係は農業団体だ、農民組合や農民連盟あるいは開拓連盟というような農業団体という言葉で表現されておる農業団体もあるわけであります。それらのものすべてを包括しておると解してよろしいのであります。その辺を明らかにしておいていただきたい。

○松浦委員 この農業者の団体を代表する者につきましては、大体すべてを包含すると思いますけれども、その内容はどことどこといふことは、まだ全然規定されておりません。

○足鹿委員 別にどれとどれという意味でなしに、いわゆる農民団体あるいは農業団体等すべてのものを廣汎に含んでおる、かのように解釈してよろしいのでありますか。

○松浦委員 これは広範囲に解釈してよろしいと思ひますけれども、事業

者団体法その他でこういったものに入れ
ないものは、もちろん省かれると
思います。解釈としましては、広範囲
に解釈してよろしいと思います。

○野原委員長代理 わよつと速記をや
めてください。

〔速記中止〕

○野原委員長代理 速記を始めてくだ
さい。

○足鹿委員 以上で質疑は終ります。
○野原委員長代理 他に御質疑はござ
いませんか。——他に御質疑がなければ、
この際討論を省略して、ただちに採決
したいと思いますが、御異議はござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野原委員長代理 御異議がないよう
でありますから、これから積雪寒冷單
作地帯振興臨時措置法案について採決
いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔總員起立〕

○野原委員長代理 起立總員。よつて
本案は原案の通り可決すべきものと
なりました。

なおお詫びいたします。本案に関する
委員会報告書の作成に関しましては、
委員長に御一任願いたいと思いま
すが、御異議はございませんか。

○野原委員長代理 御異議なしと認め
ます。さようどりはからいます。

本日はこの程度にとどめ、明日は午
前十時より開会いたします。

午後二時五十二分散会

(松浦東介君外百四十名提出) に關
する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年三月二十八日印刷

昭和二十六年三月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所